

羽曳野市行政評価に関する基本方針

制 定 平成 28 年 10 月 18 日

最近改正 令和 4 年 5 月 13 日

羽曳野市では、第 6 次総合基本計画に沿ってまちづくりを推進していくにあたり、計画の着実な実践と、より効果的・効率的な市政の運営を図るため、本基本方針に定める行政評価を実施します。

1. 行政評価制度について

行政評価とは、総合基本計画に基づき市が実施する取り組みについて、その進行を管理するとともに、統一的・客観的な視点から、成果に対する評価と検証を行う仕組みをいいます。

2. 行政評価の目的

行政評価を実施する主な目的は、以下のとおりです。

- ①総合基本計画に掲げる各施策を推進するため市が実施する事務事業について、達成度や進捗状況を的確に把握し、総合基本計画の進行を着実に管理します。
- ②各事務事業の実績・成果について評価・検証することで、職員の意識改革を含めた事務の効率化・改善を図り、経営の視点に立った市政運営に取り組みます。
- ③事業の概要や評価・検証結果、改善状況などを分かりやすく開示することで、市の説明責任を果たすとともに、透明性の向上を図ります。

3. 行政評価の構成

行政評価は、以下の 3 つによって構成します。

- ①施策評価・総合基本計画に位置付けられた「施策」を評価単位とし、同計画に掲げた各目標指標の達成度を判定するとともに、現状と課題を整理し、次期の基本計画に反映していきます。
- ②実施計画・総合基本計画における「施策の方向」に沿って実施されるすべての事務事業について、年度ごとに進捗状況を把握し、検証を行うことで、次年度以降の予算編成や計画の進行に活用していきます。
- ③事務事業評価・すべての事務事業のうち、評価効果を見込むことができるものを年度ごとに抽出し、妥当性・有効性などの項目を評価し、コストや手法についての見直しを行います。

4. 行政評価の対象

施策評価については、第 6 次総合基本計画に掲げるすべての施策を対象とします。

実施計画については、総合基本計画に基づき市が実施する、すべての事務事業を対象とします。

事務事業評価については、次に掲げる事務事業以外の事務事業を対象とします。

- ①臨時的な事務事業又は公共施設整備事業であって、終期が明確なもの

②市による裁量の余地が少ない義務的な事務事業

③定型的な内部事務その他の事務事業評価による効果が薄いと思われる事務事業

5. 行政評価の推進

第6次総合基本計画に掲げる各施策および事務事業について、行政評価の結果を次期の予算査定や計画に反映していく事務改善の流れ(PDCA サイクル*)を確立し、市民サービスの向上へとつなげます。

※PDCA サイクルのイメージ図

